# 令和2年度 大牟田市教育委員会7月定例会会議録

### 1. 日 時

令和2年7月8日(水)

開会13時58分 閉会14時44分

## 2. 場 所

大牟田市庁舎北別館4階 第2会議室

# 3. 出席者

教育長:安田 昌則

委 員:山本 和夫、嶋田 桂子、東 秀樹、笹井 葉子

### 4. 欠席者

なし

### 5. 出席事務局職員

事務局長 中村 珠美、総務課長 平野 裕二、教育みらい創造室主査 松葉 茂、学校教育課長 平河 良、指導室長 小宮 武士、学務課長 黒田 昌幸、学務課主幹 内野 裕昭、学務課主査 永島 孝浩、

地域コミュニティ推進課長 徳川 昭彦、地域コミュニティ推進課主査 浦川 一浩

# 6. 傍聴人数

人 ()

### 7. 開会の宣告等

13時58分、教育長が開会を宣告し、本日の議題について非公開の発議の有無の確認を行った。教育長から、報告事項5について個人情報保護の観点から非公開とすることの発議がなされ、採決の結果、全員一致で非公開とすることと決定した。

# (報告事項)

#### 1 地区公民館の在り方の検討について【地域コミュニティ推進課】

教育長 地区公民館の在り方の検討について説明をお願いします。

地域コミュニティ推貫 地区公民館の在り方の検討について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 本市に7つ設置している地区公民館については、施設の老朽化や対象区域(小学校区)のアンバランス化が生じている。今後続く地域再編や人口減少等の動き、さらには現在の利用状況や他の公共施設の在り方の方向性等も踏まえ、今後の地区公民館の在り方について、今年度、具体的な検討を行うもの。
- ・ 社会教育委員の会議において具体的な検討を行い、その内容を教育委員会に適 宜報告する。その後、社会教育委員の会議からの提言を踏まえた今後の地区公 民館の在り方について教育委員会で審議・決定をお願いしたい。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

**委員** 資料の「6.検討等のスケジュール」で、「検討の進捗状況によって

は、令和3年度においても継続検討も行う予定」とありますが、検討が3年度までかかる場合のおよそのめどはどのように考えていますか。

地域コミュニティ推進表 具体的な検討を行う社会教育委員の会議は年に3~4回開催します

が、3年度までかかったとしても、上半期までをめどに考えています。

委員 わかりました。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

# 2 令和2年度学校施設の営繕要望の回答について【学務課】

教育長 令和2年度学校施設の営繕要望の回答について説明をお願いします。 学務課長 令和2年度学校施設の営繕要望の回答について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

・ 各学校の施設管理の平準化、安全対策等の充実、並びに業務の効率化を図るため、学校施設の営繕要望に係る調査とその現地確認を年1回実施しており、令和2年度の営繕要望への対応について検討した結果を報告するもの。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

委員 資料 1/8 の天の原小の要望 2 の警備員室の雨漏り修理が、昨年度修

理したのに再び雨漏りしているということですが、どのような状況だ

ったのでしょうか。

学務課主幹 詳しく調査したところ、校舎玄関の庇の屋根の縦樋にゴミ等が詰ま

ったこと(警備員室は校舎玄関の横にある)が雨漏りの原因ということが判明しました。ドレーンと側溝の浚渫を行い、現在は雨漏りは止

まっています。

委員 学校配当予算は、各学校どれくらいの額ですか。また、額が不足す

るような状況はないのでしょうか。

学務課長 各学校とも総額は約400万/年で、そのうち施設修繕については

各学校約82万/年となっています。さらにそのうち剪定等について は各学校約7万2千円となっています。約400万という総額につい

ては、近年は大体このような額で推移しており、必要な予算の確保に

ついては毎年努力しているところです。

**委員** 各学校ともそのような予算で大丈夫な状況なのでしょうか。

学務課長 修繕等でどうしても額が大きくなるようなもの(配当予算での対応

が難しいもの) については、事務局での対応を検討し、適切に対応し

ているところです。

委員 資料 6/8 の宅峰中の要望1の「床の黒ずみ汚れは、凹凸のあるビニ

ールシートに付着したものです。」とありますが、どのような意味でしょうか。

学務課主幹 宅峰中の増築部分の床には、防滑性の「ノンスリップ」というビニ

ールシートを貼っています。表面が凸凹しているのですが、そこに汚れが付きやすくて掃除がしにくいということでこの要望が出されたも

のです。

委員 わかりました。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

# 3 大牟田市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について(臨時代理)【学務課】

教育長 大牟田市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について(臨時代理)につい

て説明をお願いします。

学務課長 大牟田市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について (臨時代理) につい

て説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

・ 銀水小学校の学校医のうち1人から辞任の申し出があり(4月30日をもって解職)、直ちに後任の学校医を委嘱する必要が生じた。これは、教育長に対する 事務の委任等に関する規則第5条に規定する「緊急やむを得ない事情が生じた 場合」に該当するものとして教育長による臨時代理を行い、5月1日から委嘱 したので報告するもの。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

委員 今回就任される梁木先生は開業医の先生でしょうか。

学務課長 勤務医の先生と伺っています。

委員 わかりました。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

#### 4 令和2年度夏季休業期間における児童生徒の指導について【指導室】

教育長 令和2年度夏季休業期間における児童生徒の指導について説明をお願

いします。

指導室長 令和2年度夏季休業期間における児童生徒の指導について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

・ 本年度は、新型コロナウイルス感染症の発生の影響により、市立学校の夏季休業期間を短縮する予定であるが、短縮しても、夏季休業期間中は日頃の学校生活と異なり、深夜徘徊、万引き等の問題行動や水難事故、交通事故等の発生が懸念される。そのため、県教委作成の「夏季休業期間中における児童生徒の指導について」等の資料を参考に、適切に児童生徒の指導を行うよう7月の校長会で学校長等に対し通知したもの。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

委 員 資料  $1 \sim 3$  ページの本市の通知で、昨年度と大きく異なる点は何で

しょうか。

指導室長 県からの通知を受けて、2ページの「7 いじめ問題への取組の徹

底」と3ページの「その他」にも「新型コロナウイルス感染症対策」 を加えています。また、1ページの「1 水難事故の防止」について

は詳しく説明を行い、徹底を図りました。

委員 新型コロナと水難事故が例年と異なる点ですか。

教育長 水難事故については、大木町で事故が起こったこともあり、特に小

学校については水難事故防止の観点から水泳の授業も行うこととしています。また、何より新型コロナについては心配ですので、それにま

つわる児童生徒の指導を行うものです。

他にありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

## 5 令和2年度(前期)大牟田市障害児就学指導委員会報告書について【指導室】

≪大牟田市教育委員会会議規則第3条ただし書きの規定により非公開≫

#### (審議事項)

### 議案第5号 大牟田市立学校管理規則の一部改正について【学校教育課】

教育長 大牟田市立学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

学校教育課長 大牟田市立学校管理規則の一部改正について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明)

・ 今般の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、教育委員会は、災害 その他やむを得ない事由により必要があると認めるときは、あらかじめ校長の 意見を聴いて、学校の学期及び長期休業日の期間を変更し、又は短縮できるよ うにするとともに、関係規定その他所要の規定の整備を図るもの。

教育長 何かご質問・ご意見はありませんか。

委員 現行の第3条第5項後段の「代日休業をとる場合は原則として翌日

とする」という規定はなくなるのでしょうか。

学校教育課長 はい。近年、50年に一度、100年に一度というような災害が頻

繁に起こるようになりました。休業日の振替についても規則等が変わってきており、県の条例でも、振替をとるときは、(対象日の)前8週又は後16週の間という長期に及ぶ期間の中でとれるという規定も加わっていますので、そういうことも踏まえて改正するものです。もちろん、翌日にとるという(運用面での)原則性は今も残っています。

委員 わかりました。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら、原案のとおり承認してよろしいですか。

(承認する旨の声あり)

それでは承認します。

総務課長 今後の手続きについて説明させます。

教育みらい創造室主査教育委員会規則の制定・改廃を行った場合は、その内容を市民に周

知するため、公告式規則の定めるところにより、市の掲示場に掲示して公布することとなります。今回は、改正前の夏季休業日の初日であった7月21日より前のできる限り早い時期に公布することが必要で

すので、今後、速やかに所要の手続きを進めます。

教育長 その他にご意見、ご質問はありませんか。

無いようでしたら、以上で7月定例会を終わります。

閉会14時44分